

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件(全案件を掲載)

無償資金協力

(注)本リストは、外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更がありえます。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	カンボジア	国道一号線改修計画 (第1期・第2期・第3期:実施済)(1期平成17年度、2期平成18年度、3期平成21年度:供与限度額 1期7.86億円、2期 47.46億円、3期20.05億円)	(第1期) H19.1.18 (第2期) H21.2.2 (第3期) H23.6.8	ブノンベン～ネアックルン区間の道路の改修(道路舗装修復、道路高の嵩上げ、道路幅員の拡幅、橋梁建設、カルバート建設、道路排水施設整備等)を行う案件。	国道一号線改修計画においては、国際幹線道路に必要な走行性の確保に加え、メコン河の氾濫から人命や財産を守るため、堤防道路としての機能を確保するための道路のかさ上げとそれに伴う道路拡幅が計画されたが、このため道路沿線に住む住民の移転が必要となった。しかしながら、住民移転に伴う補償そのものの適切性、住民との合意取得の方法、資産の評価方法、移転計画に係る住民参加・情報提供の不足、移転地の立地・インフラ整備の問題点、生計の悪化、苦情処理メカニズムの実効性等について一部のNGO等から指摘がなされている。	カンボジアでは、クメールルージュ時代に土地の個人所有が禁じられたため、登記情報が全て焼き払われた歴史がある。これまでに、カンボジア政府は法令を定め、当該地に一定期間住んでいる既成事実を基として土地登記を進めて来た。カンボジア政府は、平成12年に採用された公定単価、平成13年に制定された新土地法及び副法令を基本として補償方針を定め住民移転補償を進めようとしたが、カンボジア政府による補償単価の算出方法が適切でないとの意見等から、左記の指摘につながっている。	日本政府はカンボジア政府に対し、プロジェクトを通じて種々の改善提案を行っており、カンボジア政府は移転住民に適切な補償を行うため、これまでに以下の改善を図った。 ①当初、カンボジア政府は、平成12年に採用された公定単価を用いて補償する方針であったが、数年分の物価上昇分を加味した補償額に変更した。さらにその後、再取得価格による追加補償を行うことに変更し、第三者である独立コンサルタントに委託して再取得価格を調査し、追加補償を実施。日本側も、再取得価格の算出プロセスに問題はないこと、追加補償の支払いが行われたこと、カンボジア政府が組織する苦情処理委員会等に対し、額や移転地の問題を含めて補償に関する苦情が被影響住民から上がっていないこと等を確認済み。 ②事業概要及び補償方針(補償単価含む)の説明会が被影響住民に対して実施され、説明資料も配付済み。現在も、説明資料は住民移転計画書とともに、当該地域のコミュニオンオフィスで閲覧可能な状況にあることを確認済み。 ③本件プロジェクトを通じてカンボジア政府は取組の改善を図ってきたが、これに加え日本政府は平成22年4月より技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」を実施。この中においても、当局への専門家派遣や本邦研修を通じ、我が国として継続的に先方政府の能力強化・より適切な制度作りを支援している。 ④補償単価(再取得価格)の設定過程、補償計画の実施過程、苦情処理メカニズムの状況等に関する状況確認を行うための「再取得価格調査に関するフォローアップ検証調査」をカンボジア政府が実施し、報告書にとりまとめた。(報告書は平成24年6月に公開済)。	我が国ODA案件において相手国政府の環境社会配慮(住民移転等)が必要となる場合、我が国政府が環境社会配慮の支援と確認を適切に行うため、JICA「環境社会配慮ガイドライン」が改定された(平成22年7月施行)。今後、新規に要請を受けた案件については、本ガイドラインに基づき適切に対応する。
2	カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画(平成18年度:供与限度額9.27億円)	H20.3.21	カンボジアの主要国際二港(シハヌークビル港及びブノンベン港)において港施設保安計画を策定し、保安対策強化のために必要な保安管理棟等の施設及び船舶航行監視システム、X線コンテナ検査装置等の機材を整備する案件。	シハヌークビル港に供与された機材のうち、X線装置、IDパス、CCTVカメラに不具合が発生し、活用されない期間が生じた。	IDパス、CCTVカメラについては、落雷が原因による不具合。X線装置については、原因は特定できていないが、カンボジア側関係機関による電力供給切替時の電力シャットダウンが原因の可能性あり。	IDパス、CCTVカメラ:フォローアップ協力により交換部品等を調達し、修理済み。その後、日常的なメンテナンスがシハヌークビル港湾公社により実施されている。 X線装置:故障原因について関係者間(実施機関、コンサルタント、調達業者)で特定・合意することはできなかったものの、実施機関と調達業者が分担し、修理・電源対策を実施し、現在稼働している。 今後のメンテナンスについても実施機関が調達業者と協議し独自に対応していく方向。	保安機材については機材の保守管理体制のみならず、落雷などの気象条件や電源に関するリスクへの先方の対応能力についても確認を行う必要がある。また、完工後についても、計画どおりの効果が発現するよう、先方の状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施していく。
3	カンボジア	ブノンベン市電力供給施設整備・拡張計画(平成16年度:供与限度額3.59億円)	H18.2.15	ブノンベンにおける電力供給量の増大、電力の安定供給、並びに発電コストの低減を目指す実施機関(カンボジア電力公社)に対してC5発電所の燃料をディーゼルからC重油に転換する。また、発電設備の運転維持管理に必要な技術移転を行う案件。	平成21年8月以降、施設の運転が限定的となっている。	想定外の重油価格の高騰のため発電機の発電単価が高騰し、隣国ベトナムからの輸入電力単価を上回ったため。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAよりカンボジア政府に対し働きかけを行ったところ、これに対して電力事業者より、電力需要の増大により供給力が不足しつつあるブノンベンドのピーク用電源として稼働している。	本案件の期待される効果としての電気料金の低廉化は、発電に必要な重油の価格が高騰し、ベトナムからの輸入電力単価を上回り実現できなかった。このように他の要因(輸入電力など)がある場合には、その影響と需要予測をこれまで以上に十分に考慮・検討する。
4	ラオス	造林センター建設計画(平成10年度:供与限度額4.16億円)	H11.12.27	住民参加型の森林保全および不適正な焼畑農業から持続可能な森林利用型農業への転換を目的とした活動の拠点として、ビエンチャン県ビエンチャン郡ソンプン地区に造林センター(研修施設・苗畑施設等)の建設および関連機材(苗畑・造林用機材、土壌分析機器、研修用機材等)を整備するもの。	同センターを拠点とした植林などを行う技術協力事業の終了後、ラオス側の維持管理予算不足や苗木等の販売収入低迷等により、同センター運営に問題があるとの趣旨の記事が平成18年10月21日、読売新聞に掲載された。また、経年変化による施設劣化が顕在化してきている。	ラオス政府(農林省)が職員を配置し、予算措置を行い活動を継続しているが、予算措置等が想定より不十分であったため、同センターにおける活動が低調となっている。	施設の活用につき大使館、JICAよりラオス政府に対し継続して働きかけを行っている。この結果、平成23年において、同センターの自己収入が平成22年の3000万キープから5000万キープに、また、植林面積が過去3年平均である約3haから約7haに増加。同センターでは新たにマッシュルームなどの林産物、木炭の生産販売を行ったり、紙布織の販路拡大を図っている他、観光客向けにワットタイ空港内での販売を開始している。またJICA草の根技術協力にて香川県が同センターを拠点に「ビエンチャン県パンビエン郡うちわ産業振興支援プログラム」を開始しており、同センターにおける活動の活発化が認められる。	ラオス側の自助努力により本件施設がより活用されるよう引き続き働きかけを行っていく。施設補修に関し、JICAフォローアップ協力による調査を実施し、対応を検討中。
5	ソロモン	国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画(平成16年度:供与限度額9.73億円)	H18.3.3	外貨獲得及び雇用確保を目的として、漁業公社であるソルタイ漁業・水産加工社(SFPL社)にかつお一本釣り漁船2隻の供与を行い、漁獲能力の向上および、維持管理コストの低減を図る案件。	SFPL社の経営環境が悪化し、経営方針が転換したことから平成20年頃から漁船が操業していない。	SFPL社側の経営方針の転換により、漁業は行わず工場での水産加工に特化することとなったため漁船が不要となった。	平成21年10月にソロモン漁業省から政府保有のまま漁船を外部へリースし活用する方法が打診され、平成22年3月にソロモン側の適切な手続きと交換公文に記載のある取り決めを遵守することを条件にリースを許可。ソロモン政府によりリースのための手続きが進められてきたが、平成22年8月、ソロモン政府の方針によりSFPL社の政府持株の一部を売却したことから、民間企業がSFPL社の株式を半数以上保有することとなった。リースの許可は、SFPL社が公社であることが前提であったため、SFPL社とソロモン政府との関係や同社の経営環境、リース契約の内容・契約条件等を十分に精査した上で、リースの可否につき再検討を行い、漁船のリースを承認した。日本政府とソロモン政府との合意に基づき、平成23年4月に漁船のリースが開始され、平成24年11月現在漁船2隻は共に、順調に稼働しており、問題は解決済み。	引き続き漁船の使用状況等をソロモン政府を通じてモニタリングする。
6	ヨルダン	空港治安対策強化計画(平成21年度:供与限度額14.37億円)	H23.7.28	同国首都のクイーンアリア空港に大型X線検査機等を設置することで、空港区域の旅客や貨物に対する検査を強化する案件。	大型X線装置、移動式X線装置、爆発物検査装置等は2011年6月～7月にかけて引渡済であったが、ヨルダン側は新空港ターミナルの稼働後に同機材を使用することを決定したため、1年半以上に亘って使用されていなかった。	先方政府内の調整の長期化及び先方負担分の工事の大幅な遅延によるもの。	2011年7月以降、大使館及びJICAより先方政府に対し、累次に亘り、供与した機材の早期使用開始について働きかけを行った。2013年3月の新空港ターミナル稼働後、供与した機材が使用されるようになった。	先方政府負担分を伴う事業については、当該事業の期限内の実現可能性についての事前調査をより一層綿密に行うことが必要。
7	ウクライナ	小児病院医療機材整備計画(平成18年度:供与限度額4.53億円)	H20.2.22	ウクライナ南部のキロヴォグラード州立第一病院及びウクライナ東部のルガンスク州立小児病院において医療機材を整備する案件。	2010年2月、ルガンスク州立小児病院の集中治療室において火災が発生し、我が国が供与した機材の一つである保育器で寝ていた生後一か月半の女児はやけどを負い、2日後に亡くなり、保育器も焼失した。また、火災により集中治療病棟が使えなくなった。	ルガンスク市検察の中間報告によれば、出火原因は、少量の液体の自己発火物が酸素の多い空間で点火したことであること判明した。	・大使館より保健省に対し、火災の再発防止及び医療機材の維持管理の徹底について申し入れた。その後、当該病院は、新生児ケアユニットにおける自動火災報知機の設置や電気系統の更新等の火災対策をとった。 ・我が国が供与し焼失した保育器については、現在、州行政府予算にて手当すべく調整中。 ・火災の被害を受けた病棟は修理を終えたものの、医療機材が揃っていないため再開できていない状況。当該機材を州行政府予算で手当てすべく調整中。それ以外の病棟は通常に機能。	・教訓としては、被供与団体の維持管理能力や経営能力のみならず、被供与団体がきちんと安全対策をとっているかを確認し、要すれば改善を求める等、案件全体として首尾よく機能するかについて然るべく精査を行うということが挙げられる。 ・今後の対応として、我が国が供与し焼失した機材の回復及び一時閉鎖中の病棟の再開に向け、大使館としても当該病院をはじめ関係機関に働きかけていく。

8	アンゴ ラ	ルアンダ州保健センター機材整備計画(平成12年度:供与限度額3.81億円)	H14.2.28	ルアンダ州13箇所の保健センターに対する基礎医療機材の整備(滅菌器、遠心分離器、顕微鏡、等)を行う案件。	医療機器が使われずに放置されているとの写真報道(H21年8月29日付毎日新聞夕刊)。	保健局に配属されている1名の医療機器管理・保守従事者が、ルアンダ州内にある約78ヶ所の保健センター全てを管轄しており、故障機材の対応を行っているが、一部の医療機材につき修理技能を持っていないため、修理されていなかったもの。なお、一部機器は耐用年数を過ぎたものが処分されていなかったものである。	2010年に派遣されたフォローアップ協力専門家による調査の結果、2010年10月の時点で、供与された主要機材の約24%が稼働中であるのに対し、約57%は廃棄処分となっていることが判明。 また、同調査の結果、保健センターにある利用可能な状態の機材の約8割はアンゴラ国内でスペアパーツの調達が可能である一方、残る2割については日本からの調達が必要であることが判明した。日本から調達すべきスペアパーツについては、同専門家がパーツリストを作成の上、一部についてはすでに日本国内から調達・納品済みである。これら調査結果は、提言と共にアンゴラ側に共有されている。 一方、医療機材管理・保守にかかるアンゴラ側能力向上の取組については、「医療機材管理・保守」に関する地域別研修を通じて進めており、2012年までに14名に対して本邦研修を実施した。また、平成23年度から実施中の技術協力プロジェクト「ジョシナ・マシエル病院およびその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じたアンゴラ国保健システム強化プロジェクト」では、医療機材の正しい操作方法についても訓練されている。	今後、アンゴラ政府より引き続き要請がある本邦研修「医療機材管理・保守」を実施し、適切な知識の普及を継続的に実施していく。また、アンゴラ政府は平成25年度にJICAフォローアップ協力を申請しており、採択されれば、キューバ人技術者と共に能力強化研修を実施することが可能となる。 なお、平成25年度にルアンダ州保健局はモデル保健センター等における医療機材のを新規更新を計画しており、等、アンゴラ側の動きを引き続きフォローしていく必要がある。 アンゴラは急速な経済成長を遂げる一方で、本来多年の蓄積や経験を通じて形成されるべき技術者の質と量の両面の不足が著しい。医療機材の使用においても、一般的な知識に欠ける医療従事者が多く、また、機器管理・保守技術者の数も少ない。これら問題の改善は喫緊であるが、人材育成には相応の時間を要するので、着実な支援を行っていく必要がある。
9	ウガン ダ	第二次地方給水計画(平成15年度:供与限度額2.77億円 平成16年度:3.22億円)	H18.4.6	○第1期 マサカ県において、ハンドポンプ付き深井戸給水施設49ヵ所およびハンドポンプ据付け等上部構造物の建設、地下水開発調査用および教育啓発活動用資機材の供与、ソフトコンポーネント(建設される給水施設の運営・維持管理、衛生環境改善についての啓発普及活動) ○第2期 ムコノ県およびカユングア県において、ハンドポンプ付き深井戸給水施設71ヶ所およびハンドポンプ据付け等上部構造物の建設と、ソフトコンポーネント(建設される給水施設の運営・維持管理、衛生環境改善等についての啓発普及活動)	外務省行政事業レビュー(公開プロセスH24.6)において本計画で掘削した井戸の稼働率及び月額負担率に関する指摘あり。右指摘はJICAの事後評価(H22年3～12月実施)における「成功井戸のうち約23%(27本)の井戸が昨日しておらず活用されていない」との記述に基づくものであった。なお、事業評価後に実際に不具合が確認されて井戸は37本であった。	第三者評価(H22.3～12)をふまえ、今般指摘のあった27本をふくめ、37本について簡易修理を行ったところ、水衛生委員会による修理手配やスペアパーツの購入が行われていないことが原因であったものが17本、ハンドポンプ修理人の低い技術レベルが原因だったものが13本、双方の要員に基づくものが7本であった。	JICAの事後評価において指摘のあった27本をふくめ、37本について簡易修理を行ったところ、16本の井戸を修理し使用できる状態となった。残りの21本の井戸については、H24年7月よりJICAによるフォローアップ協力による修理を実施し、全ての井戸が使用出来る状態となった。	本件教訓としては、井戸設置前に住民らに対し運営に必要な料金徴収の設定及び修理人による定期的なメンテナンスの実施につき、より徹底した指導を行うこと。また地元自治体が修理人に対する技術指導等を行う体制を構築し、安定した技術レベルを保持出来るようにすることが挙げられる。
10	ガーナ	小中橋梁建設計画(平成13年度:供与限度額10.01億円)	H15.6.17	ガーナ地方部、特に支線道路部分で雨季にはほとんどが通行不能に陥り、地域住民にとっては、病院・学校等基本的な社会サービスも制約されている状態であり、住民の生活および経済活動の大きな障害となっている。そのため、地方部支線道路上の問題箇所における鋼製簡易橋梁に必要な資機材の調達および一部建設等を行う案件。	(H19年度会計検査院決算検査報告) 本件事業により建設されたS-19橋梁は、先方政府側負担施工である上部工部分の高力ボルトが多数欠落していたり、アンカーボルトのナットの締付けが著しく不足していたりしており、安全性及び耐久性が損なわれていた。	先方政府が建設を行う資材調達型の援助について、技術支援及び橋梁の建設に必要な資機材の調達を実施した後の援助の効果の確認として、工事完成時に出来型の確認を行うことにしていなかったことなどによると認められる。(左記決算検査報告)	問題への対応につき、大使館、JICAより先方政府に大使継続して働きかけを行うなどして、問題解決済み。	資材調達型の援助においては、完成後の出来型の確認を行うことにしていなかった。今般の事態を踏まえ、外務省及びJICAにおいて、資材調達型の援助については、工事の成果物及び技術支援により移転された技術が十分活用されるよう、安全性及び耐久性に配慮して、技術支援をより一層強化するとともに、相手国が行う工事の完成時に、原則として、相手国から写真又は報告書を受領したり、外務省又はJICAが現地へ赴いたりして出来形の確認を行こととした。
11	カメル ーン	零細漁業センター整備計画(平成16年度:供与限度額4.00億円)	H18.3.15	カメルーン南部州オセアン県クリビ市ムボア・マンガ水揚場において、零細漁業施設の建設、荷捌用機材及び修理用工具の調達を実施することにより、漁獲物の鮮度の改善、水の生産・供給体制の整備、ピログ船の稼働率の向上を図る案件。	漁業センターの維持管理、財務状況に問題が発生し、一時期経営難に陥ったため、整備された施設、機材が有効活用されていないものがあった。	センター関係者の、経営に関する知識が欠如しており、漁民から徴収すべき施設利用料が漁業センターによる十分徴収されず、センターの財務状況が悪化したこと。また問題に対処するにあたっては、経験不足から効果的な対処が出来なかった。	問題への対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行い、先方の能力強化、経営能力の向上を図った結果、問題解決済み。	類似の案件の実施に当たっては、実施機関の財務面も含む維持管理能力を十分に調査し、不足している場合には、必要な技術指導を行うことが望ましい。
12	カメル ーン	第四次地方給水計画(1/2)(平成18年度:供与限度額5.15億円)	H20.3.10	人力ポンプにつき深井戸給水施設の建設、給水施設の運営維持管理に係る技術指導をアダマウア州(7基)、海岸州(38基)、中央州(55基)で行う案件。	H21年4月に実施された瑕疵検査において、100基のうち47箇所に深井戸給水施設人力ポンプの機能停止・不具合、水の濁り等の問題が見つかった。また、同年9月には供与されたポンプに、吐出口T字部品に亀裂の発生、人力ポンプ逆流防止弁呑口部品の摩耗といった構造上の欠陥が発見された。	人力ポンプの気密性を失った逆流阻止弁とシリンダーの問題が原因。	本件施工業者による人力ポンプ部品の修理・交換、深井戸の孔内洗浄及び濁りの取れない深井戸の際掘削等の修理等により問題解決済み。	ポンプ選定の基準として、メーカーと代理店の信頼性を優先するとともに、現状のチェックを行う。適切な施工監理の方法について、地形的条件を十分に考慮するなど検討が必要。
13	タンザ ニア	キルワ道路拡幅計画(第二期)(平成19年度:供与限度額14.97億円)	H21.9.17	市内幹線道路4本のうち最も混雑しているとしていたキルワ道路の全長10.1kmのうち、5.1kmが対象。内容は片側1車線から2車線への拡幅工事。	瑕疵検査前の調査で、特定の箇所において道路の不具合(ポットホール、ひび割れ等)が発生していることが分かった。当事者間でのコミュニケーションが円滑に行われず、問題が長期化し、これらの状況が現地で報道された。	調査の結果、道路の不具合の原因は明らかにならなかったが、下層路盤に業者による施工不備が発見された。	2012年12月に、業者による補修工事が完了、検査にも合格しており、問題解決済み。	合同調査以降の補修工事内容の検討段階において、不具合原因が特定できなかった中でも、コンサルタントと施工業者が誠意ある対応を見せたことにより、問題を解決する方向に進めることができた。施主との綿密なコミュニケーションを取り、相互信頼関係を築いていくこと不測の事態が発生した場合の適切な対応や早期解決のためにも必要と思料する。
14	ナイジェ リア	地方電化計画(平成12年度:供与限度額12億円、平成13年度:供与限度額6.53億円、平成14年度:供与限度額16.28億円)	(第1期) H14.2.20 (第2期)H15.1.7 (第3期) H16.2.11	同国の地方農村部では、独立電源による電化が行われていたが、燃料費・部品の手当や日常的な維持管理が実施できず、供給電力の質の低下、電力供給時間の限定が顕著となっていた。中長期的に質の良い安定した電力供給を行うため、維持管理が容易であり、料金徴収システムが確立されている既存送電網への連絡により地方電化を行うための送配電用資機材の調達等を実施する案件。	変電所の建設を行ったものの先方負担工事が進まず、H17年度の事後評価の段階では一般家庭の電化率が低かった。	H17年度の事後評価時点では、ナイジェリア政府側からの必要な予算手当がされていなかったことが原因として挙げられる。	対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどして、問題解決済み。H19年度の事後評価の時点では改善が見られ、効果の発現状況についてはAという評価がつけられている。	今後の類似案件においては、先方負担部分について先方政府の速やかな予算措置を求めていくべく、大使館・JICAと先方政府の間で緊密に連携していく。
15	マラウ イ	地方保健医療施設改善計画(平成18年度:供与限度額7.17億円)	H20.5.16	マラウイ北部ルンピ県、ムジンバ県、中部カスング県及びビロングウェ県の2県病院及び14ヘルスセンターの施設改善並びに2県病院及び55ヘルスセンターへの機材を整備する案件。	施設完成後、一部のヘルスセンターについて、先方負担による電気・水の引き込み、機材の配置、人員の配置が遅れたため、施設の一部機能の稼働が遅れた。	先方が負担すべき機材、人員の配置が遅れたこと。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、電気・水の引き込み等先方負担事項が履行され、施設は稼働している。なお、対象施設の内の一カ所についてはマラウイ側負担事項に係る対応の遅れから施設稼働に課題が残ったが、すでにマラウイ側の負担により課題は解消され、適切に稼働するに至っている。	今後の案件においては、村落レベルの保健施設を整備する際には、電気、水などの基礎インフラの状況や保健行政機関の権限の状況や人員体制をよく確認の上、事業遅延リスクがあるものは積極的に対応を図る計画とする。また、完工後についても、計画通りの効果発現が見られるよう、先方の体制や状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施していく。

16	南アフリカ共和国	東ケープ州地方村落給水計画(平成14年度:供与限度額6.3億円, 平成15年度:供与限度額5.84億円)	(第1期) H16.2.20 (第2期) H17.2.23	黒人貧困層の居住する地方村落における給水施設(水源井, 操作室, 貯水槽, 公共水栓)の建設及び維持管理体制を構築するためのソフトコンポーネントを実施する案件。	2007年に実施した事後のモニタリングに際して、一部の水源井において腐食した導水管の交換や電気系統の故障の修理が行われず、公共水栓の運転が停止してたことが判明。	先方が定期的なメンテナンスや修理について十分な認識していなかったため。	電気系統の故障や腐食した導水管の交換については、地方政府により対応済。また、原因説明のための現地調査に際し、併せてオペレータや行政担当者に対し定期的なメンテナンスや持続的な揚水量、導水管交換時の留意点等に係る提言・指導を行った。	完工後についても、計画通りの効果発現が見られるよう、先方の体制や状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて定期的なメンテナンスなど先方のキャパシティビルディングに資する助言・指導を実施していく。
17	セントルシア	沿岸漁業振興計画(平成13年度:供与限度額13.18億円)	H15.3.31	セントルシア島の西部から南西部にかけては、水産基盤設備が不十分なため、水揚げ時およびその後の水産物流の取り扱いに支障を来している。このような状況の下、漁業基地としてのスプレーおよびショゼール地区のための水揚げ施設、流通施設等の整備を実施する案件。	(H18年度会計検査院決算検査報告)整備した水揚げ施設、流通施設等は、地元の漁業者等に活用され、漁業振興に寄与していると認められた。しかし、本件事業によって調達されたFRP(強化プラスチック)漁船等20隻のうち、10隻についてはいまだ漁業者に売却されておらず、援助の効果が十分に発現していないと認められる。	調達した漁船数を上回る購入希望者がいるものの、FRP漁船等の売却価格が購入希望者の収入に見合っていないため、価格の面で折り合いがつかないという相手国の事情によるものである。(左記決算検査報告)	大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、2008年6月には全ての漁船が売却され、問題解決済み。	当該問題(漁船の売却)は解決した。今後は、水揚げ施設等が十分活用されるようフォローしていく。 また、今後類似の案件の検討にあたっては、国内での機材売却が円滑に行われるよう、価格面を含め、先方政府とより入念な調整を行う。
18	パラグアイ	アスンシオン大学病院移転及び整備計画(平成18年度:供与限度額13.7億円, 平成19年度:供与限度額5.39億円)	(第1期) H20.3.14 (第2期) H21.2.7	老朽化の進む大学病院であり、第4次レファラル機能を有する同大学病院の管理・外来診療棟、検査・画像診断棟、救急診療・ICU棟、機械棟の建設及び各施設への医療機材の調達(内視鏡、透視撮影X線機材、滅菌器等)を行う案件。	パラグアイ側の負担による入院棟の整備未了により移転計画が遅延しており、我が国が供与した大学病院の施設の一部が十分に活用されていない。	先方負担工事自体の遅延に加え、予算確保の問題により、パラグアイ側負担部分の入院棟が完成せず移転が完了していないことが原因。	大使館が主体となり、これまで継続的にパラグアイ政府に対し早期の入院棟整備及び移転完了に向けた働きかけを行った結果、入院棟(建物)は2011年8月に完成。同国政府は、2012年12月に移転を完了した。	政策協議等の場で先方に対し本件の対応を強く求めてきた結果、現在は我が国が供与した全施設の機能が十分に発揮される状況となっている。 今後、類似の案件形成の際には、案件設計段階において、事業効果全体からみた先方負担の割合の妥当性について慎重に見極める(事前の予算配置のスケジュール確認やその後の継続的な働きかけを以てしてもスムーズな実施見込みが低く、かつ事業効果に大きな影響を与えるコンポーネントについては先方負担の割合を極力減らすようにする)必要がある。